看護師勤務環境改善施設整備費補助金交付要綱

5 衛医看第819号 平成5年12月14日

一部改正 6衛医看第467号

平成6年8月31日

一部改正 8衛医看第327号

平成8年6月28日

一部改正 10衛医看第609号

平成10年8月12日

一部改正 13衛医看第158号

平成13年5月23日

一部改正 13衛医看第1649号

平成14年3月29日

一部改正 15健医人第586号

平成15年6月25日

一部改正 16福保医政第1450号

平成17年4月1日

一部改正 17福保医人第1692号

平成18年2月21日

一部改正 18福保医人第956号

平成18年8月30日

一部改正 18福保医人第1420号

平成18年11月20日

一部改正 30福保医人第2752号

平成31年3月19日

第1 目的

この要綱は、都内の医療機関が行う看護職員の勤務環境の改善に係る施設整備事業に要する経費について、東京都がその一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

この補助金の交付対象は、次に掲げる(1)及び(2)に該当する病院を設置する者とする。ただし、 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人、地方独立行 政法人及び公益財団法人東京都保健医療公社を除く。

- (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

第3 補助対象事業

この補助金の交付は、医療の高度化に対応可能なナース・ステーション(看護師詰め所)、処置室、症例等検討会議室等の拡張、新設等に係る事業に対して行うものとする。

第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、ナース・ステーション(看護師詰め所)、処置室、症例等検 討会議室等の新築、増改築及び改修に要する工事費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると知事が認める場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (5) その他整備費として知事が適当と認めない費用

第5 補助金の額

この補助金は、次に掲げる(1)及び(2)により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.66を乗じて得た額を交付額とする。

第6 交付決定の下限

第3の事業について、第5により施設ごとに算出された額が、別表の第3欄に定める補助金額の下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

第7 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第8 交付決定及び通知

知事は、第7の規定に基づく交付申請があった場合は、交付申請書及び関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第10に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

第9 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合には、第7の規定に準じて、毎年度1月10日までにこれを行うものとする。

第10 交付の条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
 - ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する 経費
- (3) (2)の規定による補助金の額の(2)のア又はイに掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき (軽微なものを除く。)。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事業上の契約行為

契約手続きについては、別に定める「福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準」(平成17年4月1日付16福保医政第1450号)を遵守すること。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月10日までに別記第2号様式による遂行状況報告書を知事に提出し報告しなければならない。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221 条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付けた 条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補 助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。 2のイの規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれ に付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これ らに適合させるための処置をとることを命ずる。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令若しくはこの交付の決 定に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

11 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は10の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、8の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

12 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における12の(1)の規定の適用について

は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 12の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

16 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。
- (3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

17 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

18 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の 属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第11 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第 12 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び「東京都補助金等交付規則の施行について」(昭和37年財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

1 基 準 額	2 対 象 経 費	3 都補助額の 下限額
(1)に掲げる基準面積に(2)に掲げる基準単位及び(3)に掲げる単価を乗じた額 (1) 基準面積 1看護単位につき 50㎡ (2) 基準単位 5看護単位 (3) 単価 次のアからウまでに掲げる施設の構造のうち、該当するものに係る額。 ただし、ナースコールを更新附設する場合は、1㎡当たり知事が別に定める額を加算した額 ア 鉄筋コンクリート造り知事が別に定める額イブロック造り知事が別に定める額ウ木造知事が別に定める額ウ木造知事が別に定める額 ※ 実際の建築面積、単位、単価が上記の基準面積、基準単位、単価を下回る場合には、実際の建築面積、単位、単価で基準額を算定するものとする。	看護職員が働きやすく離職防止につながる次に掲げる施設に係る新築、増改築及び改修に要する工事費 (1) ナース・ステーション(看護師詰め所) (2) 処置室 (3) 症例等検討会議室 (4) その他知事が必要と認める施設	1か所につき 3,332千円 (ただし、改修の 場合については、 1,332千円)